

尾張旭市監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成28年11月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

健康福祉部（福祉課、長寿課、こども課、健康課、保険医療課）

3 監査の期間

平成28年8月29日から平成28年9月29日まで

4 監査の方法

平成28年度（平成28年8月1日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項

- (1) 平成27年度一般会計の歳入決算において収入未済となった生活保護費返還金の収入調定が行われているが、その調定額は、分納納付相当分となっている。当該債権は、尾張旭市会計規則第22条第1項及び第3項に規定する調定の処理に準じた整理等が必要で、その処理は、債権全額を一括調定した上で必要な分割納付の処理を行う必要がある。
- (2) 障害福祉サービス請求内容チェックシステム賃貸借契約及び尾張旭市障害者相談支援事業委託契約において、支出負担行為が行われていない。当該契約は、尾張旭市会計規則第35条により支出負担行為の決議が必要である。（以上、福祉課）
- (3) 行政財産目的外使用料の徴収事務において調定が行われていない。当該使用料は、尾張旭市会計規則第4条により事前の調定の決議が必要がある。
- (4) 紙おむつ給付事業事務委託契約において、支出負担行為が行われていない。当該契約は、尾張旭市会計規則第35条により支出負担行為の決議が必要がある。
- (5) 多世代交流館トイレ清掃業務委託に係る予定価格書及び見積書において、消費税の取扱いが一致してない。価格の比較に支障を及ぼすことが懸念されるので、見積書と比較できる予定価格書を作成する必要がある。（以上、長寿課）
- (6) 本地ヶ原児童館空調設備取替工事に係る契約について、支出負担行為が行われて

いない。当該契約は、尾張旭市会計規則第35条により支出負担行為の決議が必要である。（こども課）

- (7) 骨粗しょう症検診及びヤング検診業務委託の契約書（案）並びに健康情報システム運用業務の契約書（案）において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」にあるように、当該契約書（案）については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。（健康課）